

平成28年第3回春日井市議会定例会

附属資料

目 次

I	平成28年第3回春日井市議会定例会提出議案	1
1	補正予算	
2	条例案	
3	一般議案	
4	報告	
II	条例案の要旨	3
III	一般議案の要旨	6
IV	平成28年度一般会計補正予算の概要	7
V	報告の要旨	9

I 平成28年第3回春日井市議会定例会提出議案

1 補正予算

第55号議案 平成28年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

2 条例案

第56号議案 春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

第57号議案 春日井市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

第58号議案 春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

第59号議案 春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第60号議案 春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第61号議案 春日井市私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例の一部を改正する条例について

3 一般議案

第62号議案 字の区域の設定及び変更について

第63号議案 一般廃棄物最終処分場建設工事の請負契約の変更について

第64号議案 救急自動車の取得について

4 報告

報告第3号 平成27年度春日井市一般会計継続費の繰越しについて

報告第4号 平成27年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

報告第5号 平成27年度春日井市一般会計予算の事故繰越しについて

報告第6号 平成27年度春日井市水道事業会計継続費の繰越しについて

報告第7号 平成27年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第8号 細木公園雨水調整池築造工事の変更契約の専決処分について

報告第9号 訴えの提起の専決処分について

報告第10号 和解及び和解に代わる決定の専決処分について

報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分について

報告第12号 平成28年度春日井市土地開発公社の経営状況について

報告第13号 平成28年度公益財団法人かすがい市民文化財団の経営状況について

報告第14号 平成28年度公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の経営状況について

- 報告第15号 平成28年度公益財団法人春日井市健康管理事業団の経営状況について
- 報告第16号 平成28年度公益財団法人春日井市食育推進給食会の経営状況について
- 報告第17号 平成28年度勝川開発株式会社の経営状況について

補正予算	1 件
条 例 案	6 件
一般議案	3 件
<hr/>	
小 計	10 件
報 告	15 件
<hr/>	
合 計	25 件

II 条例案の要旨

第56号議案

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 公職選挙法施行令の一部改正（平成28年政令第194号。平成28年4月8日施行）により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに準じ、市の議会の議員及び長の選挙における公費負担の限度額を次のように引き上げるもの

(1) 自動車の使用（第4条関係）

ア 自動車の借入れ契約である場合 15,800円/日（現行 15,300円/日）

イ 自動車の燃料の供給に関する契約である場合 7,560円（現行 7,350円）に候補者届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額

(2) ポスターの作成（第5条関係）

（現行 510円48銭） （現行 301,875円）

1枚当たりの単価 = $\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場数}}$

2 施行日 公布の日

第57号議案

春日井市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに準じ、市長の選挙における公費負担の限度額を、ビラ1枚当たり7円51銭（現行 7円30銭）に引き上げるもの（第2条、第4条関係）

2 施行日 公布の日

第58号議案

春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

1 地方税法の一部改正（平成28年法律第13号。平成28年4月1日等施行）等に伴い、次のとおり規定を整備するもの

(1) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするもの（第40条の2、第45条、第47条関係）

- (2) 特別土地保有税の減免申請書への記載事項から個人番号を除くもの
(第125条の3関係)
 - (3) 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が12,000円を超える場合において、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例について、納税義務者が通常の医療費控除とのいずれかを選択できることとするもの(附則第6条関係)
 - (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の特例措置として、課税標準に乗ずる割合を次のとおりとするもの(附則第10条の2関係)
 - ア 太陽光発電設備及び風力発電設備 3分の2
 - イ 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 2分の1
 - (5) 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置として、課税標準に乗ずる割合を5分の4とするもの(附則第10条の2関係)
 - (6) 軽自動車税に係る環境性能に応じた税率の軽減制度を1年間継続し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の環境負荷の小さい軽自動車に係る平成29年度分の軽自動車税の税率を軽減するもの(附則第16条関係)
- 2 施行日
- (1) 平成29年1月1日
 - (2) 公布の日
 - (3) 平成30年1月1日
 - (4)・(5) 公布の日(適用日 平成28年4月1日)
 - (6) 平成29年4月1日

第59号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 文化振興に関する審議を行う附属機関として、新たに春日井市文化振興審議会を設置するもの(別表関係)
- 2 春日井市文化振興審議会委員の報酬を日額7,200円とするもの
(特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係)
- 3 施行日 公布の日

第60号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 建築基準法施行令の一部改正(平成28年政令第6号。平成28年6月1日施行)に伴い、規定を整備するもの(第29条、第44条関係)
- 2 施行日 公布の日

第61号議案

春日井市私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 補助金の対象となる世帯の区分及び補助金の額を次のとおりとするもの
(第4条、別表第1、別表第2関係)

(単位：円)

区分		第1子	第2子	第3子	多子計算	
(1)	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	兄・姉に係る年齢制限なし	
(2)	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	308,000	308,000		
		ひとり親世帯等以外の世帯	272,000	290,000		308,000
(3)	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	217,000	308,000		308,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	115,200	211,000		308,000
(4)	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	小学校3年生までの	
(5)	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	兄・姉の数により算出	

- 2 施行日 公布の日

Ⅲ 一般議案の要旨

第62号議案

字の区域の設定及び変更について

春日井庄名土地区画整理事業の施行に伴うもの

第63号議案

一般廃棄物最終処分場建設工事の請負契約の変更について

- 1 契約の相手方 佐藤・王春・アサヒ特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市松新町1丁目4番地
佐藤工業株式会社春日井営業所
構成員 春日井市高蔵寺町3丁目39番地
王春工業株式会社
構成員 春日井市稲口町4丁目19番地3
アサヒビルド株式会社

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	3,553,200,000円	3,817,960,920円

第64号議案

救急自動車の取得について

- 1 物品内容 災害対応特殊救急自動車（2台）
- 2 取得価格 56,592,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社

2 その他の報告

報告第8号

細木公園雨水調整池築造工事の変更契約の専決処分について

ア 契約の相手方 秋吉・成田特定建設工事共同企業体

代表者 春日井市穴橋町字山本1488番地
株式会社秋吉組

構成員 春日井市八田町7丁目3番地1
株式会社成田組

イ 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	513,000,000円	519,808,320円

報告第9号

訴えの提起の専決処分について

報告第10号

和解及び和解に代わる決定の専決処分について

春日井市立小学校及び中学校における未納の学校給食費の支払について、次のとおり請求し、並びに和解及び和解に代わる決定をしたもの

相手方	訴えの提起の要旨	和解（和解に代わる決定）の要旨	備考
■■■■ （春日井市■■町）	相手方に対し87,255円の支払を求める。	相手方は87,255円の支払義務があることを認め、平成28年4月から平成29年9月まで毎月分割して支払う。	和解に代わる決定
■■■■ （春日井市■■町）	相手方に対し122,560円の支払を求める。	相手方は122,560円の支払義務があることを認め、平成28年4月から同年9月まで毎月分割して支払う。	和解
■■■■ （春日井市■■町）	相手方に対し54,195円の支払を求める。	—	
■■■■ （春日井市■■町）	相手方に対し277,990円の支払を求める。	—	

報告第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

自動車事故	11件
施設事故	9件
道路事故	14件
合計	34件